

札幌市砂利採取計画認可要綱

(平成 27 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。以下「法」という。）に基づく砂利採取計画の認可に係る事項について、法、砂利採取法施行令（昭和 43 年政令第 241 号）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和 43 年通商産業省、建設省令第 1 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、砂利の採取に伴う災害を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂利採取業者 法第 3 条の登録を受けた者をいう。
- (2) 採取計画 法第 16 条に規定する採取計画をいう。
- (3) 砂利採取場 法第 16 条に規定する砂利採取場をいう。

(事前協議)

第 3 条 採取計画の認可を受けようとする砂利採取業者は、あらかじめ本市と事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議に際しては、砂利採取計画事前協議書、位置図、付近見取図及び地番図を提出するものとする。

(事前説明)

第 4 条 採取計画の認可を受けようとする砂利採取業者は、事前に採取計画の概要を次に掲げる住民等に対して説明するものとする。

- (1) 砂利採取場近隣の町内会又は自治会
- (2) 砂利採取場に隣接する土地の所有者及び居住者
- (3) 砂利採取業者に対して採取計画の概要の説明を申し出たもの

2 採取計画の認可を受けようとする砂利採取業者は、前項の内容を本市に報告するものとする。

(認可の申請)

第 5 条 採取計画の認可を受けようとする砂利採取業者は、砂利の採取に着手する 21 日前までに、砂利採取計画認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第 3 条第 2 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地番図

(2) 求積図

(3) 砂利採取跡地整備計画書

(4) 第4条に規定する事前説明に関する報告書

(5) 第8条の保証書

(審査の基準)

第6条 採取計画の認可に関する審査の基準は、法第19条の規定、砂利採取計画認可準則（昭和43年10月2日 建設省河川局長・通産省化学工業局長通達）及びこの要綱に定めるものによるほか、次のとおりとする。

(1) 砂利採取場の区域が、採取をする砂利の数量並びに採取の方法及び期間を考慮した適切なものであること。

(2) 採取をする砂利の数量が、砂利の賦存量、砂利採取のための設備の能力、自然条件及び採取の方法を考慮して、過大なものでないこと。

(埋戻し及び整地)

第7条 採取計画の認可を受けようとする砂利採取業者は、砂利採取場において土地の掘さく又は切土を行う場合にあつては、災害を防止するため、跡地の埋戻し及び整地（以下「跡地整備」という。）を行わなければならない。

(跡地整備の履行の保証)

第8条 採取計画の認可を受けようとする砂利採取業者は、砂利採取に伴う跡地整備の履行を保証する書類を市長に提出しなければならない。

(認可の期間)

第9条 採取計画の認可期間は、原則として1年以内とする。ただし、砂利の洗浄のみを行う場合は、3年以内とする。

(変更認可の申請)

第10条 認可を受けた採取計画を変更しようとする砂利採取業者は、変更の21日前までに、砂利採取計画の変更認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、砂利採取計画認可申請書に添付した書類のうち、採取計画の変更により記載内容に変更が生じるものを添付しなければならない。

(軽微な変更)

第11条 採取計画の変更のうち、次に掲げる変更をしようとする砂利採取業者は、前条の規定に替えて、採取計画の軽微変更届出書を市長に提出することができる。

(1) 砂利採取場を管理する事務所の名称・所在地の変更

(2) 砂利採取場を管理する砂利採取業務主任者の変更

(3) その他変更によって新たに災害（振動・騒音・粉じん等の増加も含む。）が発生するおそれがないもの

2 前項の届出は、変更の 7 日前までに提出しなければならない。

(業務状況の報告)

第 12 条 採取計画の認可を受けた砂利採取業者は、次に掲げる業務の状況について、市長に報告するものとする。

- (1) 砂利の採取の着手に関する報告
- (2) 砂利の採取に伴う災害の発生に関する報告
- (3) その他市長が必要と認める事項に関する報告

2 前項第 1 号の報告は着手した日から 1 週間以内に、前項第 2 号の報告は災害の発生後直ちに報告するものとする。

(立入検査)

第 13 条 市長は、採取計画の遵守状況を確認するため、砂利採取場の立入検査を年 1 回以上行うものとする。

2 市長は、前項のほか、次に掲げる場合に立入検査を行うものとする。

- (1) 砂利の採取を廃止したとき。
- (2) 市長が災害の防止その他公益上必要があると認めたとき。

(国等に対する適用)

第 14 条 この要綱の規定は、第 8 条の規定を除き、砂利の採取を行う国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合において、この要綱中「認可」とあるのは、「協議」と読み替えるものとする。